

消防計画 目次

目 次	備 考
1 目的と適用範囲	
2 管理権原者の責任	
3 防火管理者の業務	
4 従業員が守るべき事項	
5 火災予防上の自主点検	
6 防火対象物及び消防用設備等の法定点検	
7 火災予防対策の推進	
8 工事中における安全対策	
9 防火・防災教育及び訓練	
10 消防機関への連絡、報告	
11 防火管理業務の一部委託	
12 自衛消防隊の編成及び任務等	
13 避難経路図の掲出	
14 震災対策	
15 風水害時の避難対策	
16 警戒宣言が発令された場合の対策	
17 津波に係る地震対策	
18 附則	

別表 1	自主点検表(日常)	
別表 2	自主点検表(定期)	
別表 3	自主点検表(消防用設備等・特殊消防用設備等)	
別表 4-1	防火・防災の手引き	
別表 4-2	夜間等対応訓練フロー	
別表 5	防火管理業務の一部委託状況	
別表 6-1	自衛消防隊の編成と任務〈多人数編成〉	
別表 6-2	自衛消防隊の編成と任務〈少人数編成〉	
別表 6-3	火災対応手順〈自衛消防隊活動フロー〉	
別表 7	避難経路図	

(備考)

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、全従業員は、安全に対して万全な準備と対応を図り、災害発生時の人的・物的被害の軽減に努めなければならない。

夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、「人の命を預かっている。」という認識を強く持つことが不可欠である。

災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時の訓練が不可欠であることを認識し、防火管理者の指揮の下に全従業員が定期的に訓練を実施しなければならない。

(作成時の注意事項)

- 1 実態に合わせて、追記又は削除を行ってください。
- 2 複合用途防火対象物の一部分に該当する福祉施設については、目次の16、17(全体の消防計画で定められている場合)の作成は不要です。
- 3 統括防火管理に該当し、全体の消防計画を定める場合は、全体の消防計画と内容が相違のないように作成してください。

施設名称：_____

消 防 計 画当該対象物の収容人員 _____
当該対象物の延べ面積 _____

作成日： 年 月

統括防火管理義務対象物 [*該当 ・非該当]
(*マークは統括防火管理該当の時に適用する。)**1 目的と適用範囲**

この計画は、消防法第8条第1項（*及び第8条の2第1項）に基づき、事業所の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ _____ 部分に勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない。

2 管理権原者の責任

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、管理権原者は、安全に対して万全の体制を整備しなければならない。

- (1) 管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を有する。
- (2) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (3) 管理権原者は、消防計画に基づき実施する点検結果等の防火管理業務上必要な書類を編冊し、「防火管理維持台帳」として整理し保管する。

3 防火管理者の業務

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、防火管理者は、安全に対して万全の体制を維持することが必要である。特に、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者への対応が必要となることを考慮し、従業員への教育及び訓練等の充実を図り、災害発生時の人的・物的被害の軽減に努めなければならない。

また、防火管理者は、この計画についてすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消火・避難誘導訓練(年2回以上)及び通報訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主点検の実施又は監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修促進を図る。
- (3) 防火対象物の法定点検の立会い[該当 ・非該当]
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 増改築、模様替え等の工事の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督

- (7) 収容人員の管理
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者や火元責任者等防火管理の業務に従事する者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 地震による被害軽減のための防火施設、避難施設の点検の実施又は監督並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) *統括防火管理者への報告
全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。
- (15) その他防火管理上必要な業務の実施

4 従業員等が守るべき事項

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、全従業員は、安全に対して万全な準備と対応を図り、災害発生時の人的・物的被害の軽減に努めなければならない。特に、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、「人の命を預かっている。」という認識を強く持つことが不可欠である。

- (1) 施設に設置された消防用設備等の取り扱いについて習熟を図ること。
- (2) 避難口及び避難通路、階段等には、避難障害となる物品等を置かないこと。
- (3) 防火戸、防火シャッター付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。
- (5) 火気使用設備器具やその周囲は、定期的に点検・清掃し、可燃物に接近して使用しない。
- (6) 火気使用設備器具を使用する場合はその場を離れないこと。
- (7) 宿直等の勤務に就くときは、火災等の災害発生時に自衛消防隊員として実施すべき事項（消火・通報・避難誘導等）の手順を、別表6-3「自衛消防隊活動フロー」等を基に確認すること。

5 火災予防上の自主点検

- (1) 自主点検表（日常）
防火管理者は、次の項目について点検を実施して、結果を別表1に記録する。
 - ア 避難口及び避難通路、階段等の避難施設の維持管理
 - イ 防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害
 - ウ ガス器具等のホースの劣化・損傷
 - エ 電気器具の配線の劣化・損傷
 - オ 火気使用設備器具の異常の有無
 - カ たばこの吸殻の処理
 - キ 倉庫等の施錠確認
 - ク 閉店・閉鎖時の火気使用設備器具の確認
 - ケ その他（トイレ等の巡回等。）
- (2) 自主点検表（定期）
防火管理者は、建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の状況に応じた防火に関する項目について、年2回自主的に点

検を実施して、結果を別表2に記録する。

(3) 自主点検表（消防用設備等・特殊消防用設備等）

防火管理者は、消防用設備等の維持管理に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表3に記録する。

(4) 自主点検の実施時期、次のとおりとする。

点検実施項目	点検実施時期	その他必要事項
別表1 自主点検表（日常）	毎日	
別表2 自主点検表（定期）	月・月	
別表3 自主点検表 （消防用設備等・特殊消防用設備等）	月・月	法定点検の実施時期以外で実施する。

6 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

防火対象物定期点検 [該当 ・ 非該当]

(1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期間内に報告できるよう計画的に点検する。

*点検は、[建物所有者 ・ 入居している事業所] が実施する。

(2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、管理権原者は、*【全体についての消防計画に基づく責任の範囲において】不備について改修の計画を立て、改修を図らなければならない。

(3) 管理権原者は、点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。

(4) 管理権原者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」へ編冊し保管する。

(5) 消防用設備等の法定点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

消防用設備名称	機器点検	総合点検	点検実施者（委託業者）
消火器	月・月	月	氏名(業者名) 住所 電話
スプリンクラー設備			
自動火災報知設備			
火災通報装置			
避難器具			
誘導灯			

7 火災予防対策の推進

- (1) 建物の内外に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策の徹底を図ること。
- (2) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (3) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (1) 電気製品及びコンセントの定期的な点検及び清掃等に努め、電気火災発生の防止を図ること。
- (2) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (3) 寝具・ソファ等に防災性能を有する製品の使用の推進を図ること。

8 工事中における安全対策

- (1) 防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ火災予防上必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、報告させること。
- (5) その他必要な事項

9 防火・防災教育及び訓練

- (1) 防火管理者は、従業員・新入社員等に対して別表4「防火・防災の手引き」等を活用し、次のとおり防火・防災教育を定期的実施する。また、各従業員の研修履歴を把握し、未受講者・研修不足者がいないよう管理しなければならない。

対象者	実施時期・内容
従業員	___月、___月の年___回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。
新入社員・パート	採用時又は必要の都度、防火・防災教育を行う。
* 全体についての消防計画に定められている統括防火管理者が、ビル全体で実施する防火・防災教育に参加する。	

- (2) 防火管理者が行う訓練の実施時期等は、次のとおりとする。
また、訓練履歴を管理し、自衛消防隊の能力向上に努めなければならない。

訓練種別	訓練内容	実施時期
昼間等対応訓練	別表6-1 自衛消防隊の編成と任務〈多人数編成〉の場合に実施する消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 *建物全体として実施される総合訓練に参加する。	月 月
夜間等対応訓練	別表6-2 自衛消防隊の編成と任務〈少人数編成〉の場合に実施する夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応するための消火・通報・避難誘導等を連携して行う訓練	月 月
その他必要な訓練		月

※ その他必要な訓練とは、救急・地震・風水害・土砂災害等を対象とした訓練です。

- (3) 防火管理者は、別表4-2「夜間等対応訓練フロー」等を活用し、自らが確認者となり、宿直勤務を行う従業員等を対象に、夜間等対応訓練等を定期的実施する。
- (4) 防火管理者は、訓練実施結果を確認し、所要の成果が得られない分野について、次の事項を参考に、改善を図らなければならない。

初期消火活動の失敗は、その後に、自力避難が困難な者の避難行動が必要になることから、多くのマンパワーが必要となる。特に、夜間等の少人数編成の自衛消防隊での対応は困難を極めることが予想される。このことから、出火直後の、初期消火・延焼防止活動の徹底は必要不可欠であることを強く認識して取組まなければならない。

ア 活動の迅速化

- (ア) 訓練等により従業員の行動の迅速化を図る。
- (イ) 従業員相互の連携を図る。
- (ウ) 消防用設備等や防災設備等の操作・取扱いの習熟を図る。
- (エ) 自力避難が困難な者の搬送方法・技術の習熟を図る。
- (オ) 車イス等避難介助に使用する設備・機器等を増強する。

イ 防火管理体制の変更

- (ア) 災害対応能力がいずれの日も平均化するよう、シフト体制を見直す。
- (イ) 自力避難が困難な者の居所を避難容易な場所に変更する。
- (ウ) 施設の構造等を理解するとともに、火災等発生時の役割分担の周知徹底を図る。
- (エ) 自力避難が困難な者や自動火災報知設備の受信機に近接した場所に、従業員の待機場所を設定する。
- (オ) 近隣住民との火災時の応援体制を整備するとともに、宿直等の人員を適正配置するなど従業員の配分の適切化を図る。
- (カ) バルコニーや防火区画を有効活用した水平避難を考慮し、避難経路・避難方法の見直しを行う。

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合の届出
- (2) 消防計画を作成・変更した場合の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。
- (4) 防火対象物の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。[該当 ・ 非該当]
- (5) 改装工事等を行う際の「工事中の消防計画」の作成及び届出をする。
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の事前通報
- (7) 用途の変更、増築、改築、模様替え等に係る事前相談
- (8) 施設利用者の程度区分（特定の認定調査項目）の変更に係る事前相談

11 防火管理業務の一部委託 [該当 ・ 非該当]

防火管理に関する業務の一部を別表5のとおり委託する。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者、防火管理者等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施する。
- (2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者に報告する。

12 自衛消防隊の編成及び任務等

施設の運営時間帯によって従業員数変動する場合、自衛消防隊の編成も従業員数に応じた体制が要求される。

特に夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応するためには、効率的・効果的な消火・通報・避難誘導・消防隊への情報提供等が不可欠となる。このことから、自衛消防隊の編成は、構成人員の規模に応じた複数の編成が必然的に必要となり、「多人数編成」・「少人数編成」等を考慮しなければならない。

エ 応急救護

- (ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
 - (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
 - (ウ) その他
-

オ 救出、救護

- 応急救護担当は、地震時において前エの任務のほか、次の活動を行う。
- (ア) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
 - (イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
 - (ウ) その他
-

カ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況、避難・逃げ遅れ等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への案内を行うこと。

キ 自衛消防隊の活動範囲

- (ア) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
 - (イ) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
 - (ウ) その他
-

13 避難経路図の掲出

避難の経路は、別表7「避難経路図」とし、建物利用者に周知することができる場所に必要に応じ掲出する。

避難経路の設定については、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、全収容人員を避難階屋外に誘導することが困難な場合が多々ある。このような場合、バルコニーや防火区画等を有効に活用した水平避難を考慮し避難計画を作成する必要があるため、安易な避難経路図としてはならない。

14 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 地震による被害を軽減するために、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う。
 - (ア) 別表1「自主点検表(日常)」に基づき、点検を行い、火災予防措置、避難施設の維持管理を実施する。
 - (イ) 別表2「自主点検表(定期)」に基づき、建物及び建物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- イ 地震による揺れに備え、居室、事務室、避難通路、出入口等の書架、棚、家具類の転倒、落下及び移動防止の措置を行う。
- ウ 危険物、化学薬品、高圧ガス等(以下「危険物施設等」という。)を貯蔵又は取扱う場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置を講じる。
- エ 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- オ 火災の発生に備え、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認する。
- カ 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。

- キ 警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点検など、被害発生の防止措置を実施する。
- ク 定期的に行う訓練等を通して内容の確認を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図る。

(2) 震災時の活動計画

地震動により、ライフラインに被害が発生すると、消防用設備にも影響を及ぼすことが予想される。

平時は、火災が発生した場合、自動火災報知設備の作動に伴い火災通報装置により人を介さずに119番通報される場所であるが、電話回線の輻輳や断線により通報ができないことが危惧されるとともに、地震発生に伴い水道管が破裂するなど断水状態となった場合、水道連結型のスプリンクラー設備の場合には放水不能が、また、断水によらずとも停電や地震動による配管の損傷から放水不能の可能性は否定できない。このように平時に期待できる消防用設備の機能が得られない可能性を念頭に対応を準備しておかなければならない。

ア 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは異動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、周囲の状況に応じて、自身の安全を確保すること。

ウ 地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。

(ア) 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。また、防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、使用の制限を行う。

(イ) 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消火器等を活用し、初期消火を実施する。

15 風水害時の避難対策

<非常災害対策項目>

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、管理権原者、防火管理者及び全従業員は、施設利用者の安全を確保するため、情報収集に努めるとともに、早期避難等について万全な対応を図らなければならない。

局地的な豪雨や台風の接近など、あらかじめ土砂災害・河川の氾濫等の危険性が高まることが予想される場合は、夜間宿直職員の増員などを検討するとともに、各職員の役割分担、避難先、連絡体制の再確認等を行う必要がある。

(1) 情報収集について

行政、マスコミ、インターネット等から各種情報を積極的に収集する。

発表者・情報分野	情報の種類
気象庁が発表する大雨に関する情報	大雨注意報・大雨警報・土砂災害警戒情報・大雨特別警報
神奈川県が発表する河川の水位に関する情報	はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位（対象は、相模川、境川、鳩川及び串川）
神奈川県と気象台が発表する指定河川洪水情報	はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報（対象は相模川）

(2) 早期避難について

避難勧告等の種類としては、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」がある。通常の避難行動ができる者は避難勧告発令をもって避難を開始するとこ

ろであるが、避難行動に時間を要する自力避難が困難な者を収容する施設は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された段階で避難を開始しなければならない。

特に夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応している場合には、応援職員を早期に確保する等マンパワーの増強を図り対応にあたる必要がある。

(3) その他の対応について

情報の収集及び早期避難については、前記(1)及び(2)を基本とするものであるが、施設が定める避難計画等がある場合は、それに基づき対応するものとする。

16 警戒宣言が発令された場合の対策

(1) 東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合の自衛消防の組織の編成及び任務は、別表6-1及び6-2の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。

(2) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次により防火対象物内の在館者等に情報の伝達を行う。

ア 情報の伝達に先立ち、自衛消防隊の地区隊の避難誘導担当を退館者の誘導に必要な場所に配置する。

イ アの配置完了後、在館者等に放送設備を活用して別記2の放送文例により情報を伝達する。

(3) 防火管理者は、警戒宣言が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。

ア 本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

イ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

ウ 地区隊の避難誘導担当は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。

エ 地区隊の避難誘導担当は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、誘導する。

オ 地区隊の避難誘導担当は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。

(4) 施設の点検及び整備並びに応急対策

ア 本部隊の消火班は、防火対象物及び附属設備(看板、装飾塔等)の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

イ 本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

ウ 地区隊の消火担当は、事業所が管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒、落下、浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

エ 地区隊の安全防護担当は、各事業所のオフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

(5) 防火管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

ア 火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

イ 被害拡大防止

(ア) 窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

(イ) オフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置

(ウ) 避難通路の確保

(エ) 非常口の開放

(6) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施するものとする。

- ア 大規模地震対応総合訓練
 - イ 部分訓練
 - (ア) 指揮訓練
 - (イ) 避難訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (エ) 安全防護訓練
 - ウ その他の訓練
-
-

(7) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の教育を実施するとともに、防災意識の啓発を図るための広報活動を行うものとする。

- ア 警戒宣言発令時の対応
 - イ 在館者が守るべき事項
 - ウ その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項
-
-
-

17 津波に係る地震(南海トラフ地震等)対策

- (1) 防火管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直ちに当該受信体制を強化する。
- (2) 津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表6-1及び6-2の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。
- (3) 防火管理者は、(1)により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送設備を活用して在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。
- (4) 防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施する。

- ア 大規模地震対応総合訓練
 - イ 部分訓練
 - (ア) 高所避難訓練
 - (イ) 指揮訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (エ) 安全防護訓練
 - ウ その他の訓練
-
-

(5) 防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるよう必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

- ア 津波の発生が予測される場合の対応
 - イ 在館者が守るべき事項
 - ウ その他津波からの安全確保のために必要な事項
-

18 附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

実施責任者		火元責任者			担当区域		実 施 項 目											
日	避難障害			閉鎖障害	ガス器具の ホースの 老化・損傷	電気器具の配 線老化・損傷	火気使用設 備器具の設 置・使用状況	吸殻の処理	倉庫等の 施錠確認	終業時の 火気の確認	備考							
	避難口	廊下、避難通路	階段	防火戸・防火 シャッター														
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		

*不備欠陥がある場合は、備考欄に記入し直ちに防火管理者に報告する。

*凡例 ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者確認欄

別表2

自主点検表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果		
建築物構造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 _____	_____	年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____	_____	年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____	_____	年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 3

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合は自主点検の時期と重複しないこと。

夜間等対応訓練フロー

状況	活動内容
1 火災覚知	<p>火災を覚知(自動火災報知設備が作動)したら、素早く行動を起こします。</p> <p>① 自動火災報知設備等が設置されている場合 出火点に最も近い場所に設置されている感知器の作動を想定して、受信機に模擬表示をする。</p> <p>② 自動火災報知設備が設置されていない場合 火災発見者から連絡を受け、従業員が火災を覚知することを想定、訓練開始から1分30秒間待機。</p>
2 現場確認	<p>消火器を携行し、火災の疑いのある場所に駆け付けます。</p> <p>① 出火室を確認し、自ら又は他の従業員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行して駆け付ける。通常、想定した出火時間に従業員等が仮眠状態で待機している場合は、自動火災報知設備等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。</p> <p>② 火災を発見した者は、その場で「火事だー!!」と2回叫ぶこととする。</p> <p>③ 自動火災報知設備が設置済みの場合は、受信機で火災表示灯が点灯した場所を、警戒区域一覧図と照合し、発報場所を確認して出火室に駆け付ける。</p>
3 消防へ通報	<p>119番通報して、必要な事項を速やかに伝えます。(または、火災通報装置を起動します。)</p> <p>火災通報装置または電話等で通報する。</p> <p>① 火災通報装置が設置されている場合は、現場確認における「火事だー!!」の声の確認後、火災通報装置を起動する。</p> <p>② 火災通報装置が自動火災報知設備と連動しており自動的に通報される場合は、作動は要しない。</p> <p>③ 火災報知設備が設置されていない場合は、早期の通報を心掛ける。</p>
4 出火室から避難	<p>出火室に自力避難できない者がいる場合は、介助により一時的に出火室の外の安全な場所に避難させる。</p> <p>① 従業員等は大声で付近の施設利用者等及び従業員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず出火室から施設利用者等を避難させる。</p> <p>② 出火室の施設利用者等が、自力避難が困難な場合は、ベランダ、廊下等に一時避難させる。</p> <p>③ 出火室の施設利用者等が、自力避難が可能な場合は、「火事です。〇〇に避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で施設外まで避難させる。</p>
5 初期消火と戸の閉鎖	<p>出火室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器等を使って消火をします。 出火室の出入口を確実に閉鎖し、延焼防止の徹底を図ります。</p> <p>① 現場確認を行った者が携行した消火器で初期消火活動(放出のための作動を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。)を行う。(複数の消火器を持ち寄り、初期消火の徹底を図る。)</p> <p>② 出火室から退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、出火室の出入口を閉鎖する。</p>
6 出火室にいた自力避難困難者の施設外への避難介助	<p>一時的に出火室の外に避難した者を、バルコニー、階段室または建物外の安全な場所に避難させます。</p> <p>① 車椅子、背負い、布団、毛布など施設利用者の状況に応じて実施する。</p> <p>② エレベーターは使用不能とする。</p> <p>③ 階段昇降機は、施設の状況に応じて使用可能。</p>
7 出火室以外にいる者の施設外への避難	<p>火災の発生を呼びながら、逃げ遅れの者の有無を確認していきます。 自力避難できない者などには、適切な介助を行います。</p> <p>① 自力避難困難者は、出火室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、施設外に避難させる。</p> <p>② 自力避難可能者は、従業員が「火事です。〇〇に避難してください。」と大声で叫ぶなど入所者等の実態に応じた方法により、避難を促し、自力で建物外へ避難させる。</p> <p>③ 避難の際に、出火室を通過してはならない。</p> <p>④ 避難の際に、居室等の戸や防火戸は全て閉鎖する。</p> <p>⑤ 施設利用者等と従業員等の全員避難(一時避難場所への避難を含む。)を確認し避難完了とする。</p>
8 消防隊への情報提供	<p>消防隊が到着したら、逃げ遅れ者や怪我人の有無など必要な情報を伝えます。</p> <p>① 消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に概ね次の内容について情報提供を行う。施設利用者等の名簿があれば持参する。</p> <p>② 出火場所、延焼状況、避難の状況、要救助者の状況、危険物施設の状況等</p> <p>③ 避難の状況「入居者〇〇名のうち、〇名は避難済みで、この他〇階の入居者は、〇階の〇〇へ避難しています。」</p>

※詳細は、消防計画「12 自衛消防組織の編成及び任務等」を参照してください。※

防火対象物名称			
管理権原者氏名			
防火管理者氏名			
受託者の名称及び住所等		名称 住所 電話番号	
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 (<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 (定期的な巡回・)
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 (<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 (<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯

別表 6 - 1

自衛消防隊の編成と任務（多人数編成）

自衛消防隊長 _____（※ 統括防火管理義務対象物の場合は地区隊長とする。） 自衛消防副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） 自衛消防隊 班数： _____ 班 隊員数： _____ 名 全従業員数： _____ 名				
自衛消防隊の編成		火災発生時の任務	警戒宣言発令時の組織編成と任務	
通報連絡班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報並びに通報の確認の伝達 2 館内への非常通報並びに指示命令 3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。) 	情報収集班として編成する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
消火班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓による消火作業に従事 2 出火室からの延焼防止措置、防火戸の閉鎖措置 3 地区隊が行う消火作業への指揮指導 4 消防隊との連携及び補佐 	点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	_____ _____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 	火災時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
救護班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 	情報収集班として編成する。	上記の通報連絡班の任務に同じ。

別表 6 - 2

自衛消防隊の編成と任務（少人数編成）

自衛消防隊長 _____ (※ 統括防火管理義務対象物の場合は地区隊長とする。) 自衛消防副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。) 自衛消防隊 班数： _____ 班 隊員数： _____ 名 全従業員数： _____ 名	
施設の特性	当施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、夜間等の少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合は、「人命を預かっている。」という認識を強く持つことが不可欠である。
活動上の留意事項	① 夜間等の少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合は、班編成の役割分担による活動では効果的・効率的な活動は望めない。 ② 防火管理者が不在となることが想定されていることから、宿直等に就いている職員全員が一丸となって、互いに連携・情報を共有した中で活動しなければならない。 ③ 宿直等の勤務時に火災等が発生した場合、自衛消防隊員として実施すべき事項（消火・通報・避難誘導等）を自衛消防隊活動フロー（別表 6 - 3）等を基に手順良く・的確に実施しなければならない。 * <u>警戒宣言発令時の活動については、別表 6 - 1 を準用し対応する。</u> <u>（多人数から少人数へシフトする際にミーティングを行う。）</u>
自衛消防隊員として実施すべき任務内容	通報連絡 ① 消防機関への通報 ② 施設利用者への火災発生の伝達 ③ 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） （火災通報装置設置による 1 1 9 番自動通報&関係者への伝達）
	初期消火 ① 出火階に直行し、消火器、屋体消火栓による消火作業 ② 出火室からの延焼防止措置、防火戸の閉鎖措置 ③ 消防隊との連携及び補佐
	避難誘導 ① 出火階及び上層階で避難誘導の実施 ② 非常口の開放 ③ 避難上障害となる物品の除去 ④ 逃げ遅れの確認
	救 護 ① 負傷者の応急処置 ② 救急隊との連携、情報の提供
	消防隊への 情報提供 到着した消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況、避難・逃げ遅れ等の情報及び資料等を速やかに提供する。

別表 6 - 3

火災対応手順
(自衛消防隊活動フロー)

出火

自動火災報知設備 鳴動

確認

受信機で出火場所の確認

〈受信機の設置のない場合は対応なし〉

確認

消火器をもって出火場所を確認

通報

消防機関への通報

〈火災通報装置連動の場合は対応なし〉

消火

出火室の避難誘導・初期消火

閉鎖

延焼防止のため 出火室の出入口を閉鎖

避難

出火室以外の避難誘導

〈水平避難を考慮〉

報告

消防隊への情報提供

〈出火場所・避難状況・危険物の有無等〉

避難経路図

(平面図に避難口・廊下・階段・バルコニー等へ避難する経路を矢印で記入する。)

*留意事項

避難行動に時間を要する自力避難が困難な者を収容する施設では、バルコニーや防火区画を有効活用した水平避難を考慮すること。